

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|---|----------------|---|---|---------|
| 1 | 1ページ | III.書類監査報告書等 A. 書類監査報告書・・・(III-3) B. <u>書類監査実施要領・・・(III-32)</u> C. <u>改善の手引き・・・(III-34)</u> | 同左 同左 B. <u>法令等資料集・・・(III-20)</u> 削除 | 令和元年度対応 |
| 2 | 1ページ | IV.実地監査マニュアル (協会員に対する実地監査の手引書) A. 事業概要・・・(IV-7) B. 検証基準・・・(IV-13) C. 評価調書・・・(IV- <u>181</u>) 別冊チェックリスト(主な着眼点)・・・(IV- <u>204</u>) | 同左 同左 同左 C. 評価調書・・・(IV- <u>182</u>) 別冊チェックリスト(主な着眼点)・・・(IV- <u>205</u>) | 令和元年度対応 |
| 3 | 2ページ | ・ 法令改正等に対応するため定期的に見直しを行い、改訂版を本協会のホームページに公表 <u>する</u> | ・ 法令改正等に対応するため定期的に見直しを行い、改訂版を本協会のホームページに公表 | 所要の改正 |
| 4 | 6ページ 1.(1)① | ◎ 監査の重点事項 (<u>令和元年度</u>) (1) 法令等遵守状況および経営管理機能の発揮状況 (2) 返済能力調査の適切性 新設 (3) <u>取引時確認等の実施状況(マネロン・テロ資金供与対策への対応状況を含む)</u> (4) システムリスク管理態勢の整備状況 (5) 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証 | ◎ 監査の重点事項 (<u>令和2年度</u>) (1) 法令等遵守状況および経営管理機能の発揮状況 (2) 返済能力調査の適切性 (<u>若年者に対する貸付けに係る返済能力調査の適切性を含む</u>) (3) <u>不動産向け貸付けの審査態勢</u> (4) 取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況 (5) システムリスク管理態勢の整備状況 (6) 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証 | 令和2年度対応 |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|---|-----------------|--|--|---------|
| 5 | 6ページ 1.(1)②イ | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の書類監査は、貸金業登録満了日が令和2年4月1日から令和3年3月31日までに到来する協会員および平成31年1月以降の新規加入協会員を対象とし、令和元年度下期を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度書類監査の対象協会員は、翌年度(令和3年度)に貸金業者登録の満了日を迎える協会員とし、令和2年度下期を行う。また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員(令和元年12月以降に加入)及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。 | 令和2年度対応 |
| 6 | 7ページ (2) | <p>(2) 協会員に対する指摘事例等の周知徹底</p> <p>協会員における内部管理態勢の自主的な改善・強化に資するため、実地監査結果に係る具体的な「指摘事例集」、実地監査において収集した協会員の「好事例集」及び書類監査に係る「改善の手引き」等を作成し、協会員に周知する。</p> <p>①「指摘事例集」の作成 (略)</p> <p>②「好事例集」の作成 (略)</p> <p>③「改善の手引き」の作成</p> <p><u>書類監査の結果、改善が必要と思われる個所について、協会員が内部管理態勢を整備するための参考条項等や要点を設問に沿ってまとめた手引きを作成する。</u></p> | <p>(2) 協会員に対する指摘事例等の周知徹底</p> <p>協会員における内部管理態勢の自主的な改善・強化に資するため、実地監査結果に係る具体的な「指摘事例集」、実地監査において収集した協会員の「好事例集」を作成し、協会員に周知する。</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>削除</p> | 令和元年度対応 |
| 7 | 8ページ 2.2. | <p>2.書類監査の実施通知</p> <p>「書類監査実施通知書」及び「書類監査報告書」「<u>実施要領</u>」等を送付する。</p> | <p>2.書類監査の実施通知</p> <p>「書類監査実施通知書」及び「書類監査報告書」、<u>「法令等資料集」</u>等を送付する。</p> | 令和元年度対応 |
| 8 | 8ページ 2.5. | <p>5.監査結果の通知</p> <p>点検の結果を協会員に対し、書面にて、個別に評価を付して通知</p> | <p>5.監査結果の通知</p> <p>点検の結果を協会員に対し、書面にて、個別に評価を付して通知</p> | 令和元年度対応 |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|----|----------------|---|--|------------|
| | | する。その際、 <u>「監査結果」</u> や <u>「改善の手引き」</u> などの参考資料も送付する。 | する。その際、 <u>「書類監査結果通知」</u> 及び <u>「書類監査の結果(概要)」</u> を送付する。 | |
| 9 | 8ページ 2.6. | 6.改善指導 個別評価において指摘事項がある協会員には、その改善に資することを目的に「改善報告」を求める。 また、必要に応じて特別監査を検討する。(注2) | 6.改善指導 個別評価において指摘事項がある協会員には、 <u>電話にて改善依頼を求め、その改善内容を確認するため、「書類監査に関する指摘事項の改善確認書」を送付</u> する。(注2) | 令和元年度対応 |
| 10 | III-1 | III. 書類監査報告書等 (実施監査及び改善ツール) | 同左 削除 | 所要の改正 |
| 11 | III-1 | A. 書類監査報告書 B. <u>書類監査実施要領</u> C. <u>改善の手引き</u> | 同左 B. <u>法令等資料集</u> 削除 | 令和元年度対応 |
| 12 | III-2 | 新設 | <u>令和2年8月改訂</u> A. <u>書類監査報告書</u> B. <u>法令等資料集</u> } 令和元年度の書類監査に差替え | 令和元年度対応 |
| 13 | III-3 | <u>平成30年度 書類監査報告書</u> | <u>書類監査報告書(令和元年度)</u> | 令和元年度版に差替 |
| 14 | III-32 | <u>書類監査実地要領(平成30年度)</u> | 削除 | 廃止(報告書へ移管) |
| 15 | III-34 | <u>平成30年度書類監査 改善の手引き</u> | 削除 | 廃止(資料集へ移管) |
| 16 | III-34 | 新設 | <u>《III-20》書類監査(令和元年度)に関する法令等資料集</u> | 令和元年度対応 |
| 17 | IV-2 | 新設 | <u>令和2年8月</u> <u>第7版</u> <u>○犯罪収益移転防止法施行規則一部施行(令和2年4月1日)を踏</u> | 法令等の改正対応 |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|----|----------------|--|--|----------|
| | | | <p><u>まえ、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「B. 検証基準」6を改訂 ・「B. 検証基準《別表》」別表2、3を改訂 <p>○民法一部改正（令和2年4月1日）、社内規則策定ガイドライン一部改正を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「B. 検証基準」11を改訂 ・「別冊チェックリスト（主な着眼点）」11.契約に係る説明態勢4を改訂 <p>○所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「B. 検証基準《別表》」別表10を改訂 | |
| 18 | IV-3 | <u>実地監査マニュアル（令和元年9月）</u> | <u>実地監査マニュアル</u> | 所要の改正 |
| 19 | IV-3 | 【一覧表2】 <u>「平成30年度書類監査報告書」</u> の設問 | 【一覧表2】 <u>「書類監査報告書（令和元年度）」</u> の設問 | 令和元年度対応 |
| 20 | IV-4 | <u>実地監査マニュアル（令和元年9月）</u> | <u>実地監査マニュアル</u> | 所要の改正 |
| 21 | IV-15 | 【一覧表2】 <u>「平成30年度書類監査報告書」</u> の設問 <u>表</u> | 【一覧表2】 <u>「書類監査報告書（令和元年度）」</u> の設問 <u>表</u> 別紙（差替え） | 令和元年度対応 |
| 22 | IV-52 IV-53 | <p>■犯罪収益移転防止法施行規則 第6条（顧客等の特定事項の確認方法）1 一 イ～ト （略）</p> <p>チ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの<u>又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載さ</u></p> | <p>同左</p> <p>同左</p> <p>チ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（<u>以下チ並びにリ及びヌにおいて単に「本人確認書類」という。）の送付を受け、又</u></p> | 法令等の改正対応 |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|--|----------------|---|---|------|
| | | <p>れている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法</p> <p>新設</p> | <p><u>は当該顧客等の本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類（次条第一号イからハまでに掲げるものうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法</u></p> <p><u>リ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあつては、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客等のものに限る。）とする。）若しくはそ</u></p> | |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|--|----------------|--------|---|------|
| | | 新設 | <p><u>の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合にあっては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法</u></p> <p><u>又 次の(1)若しくは(2)に掲げる取引又は当該顧客等との間で(2)に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項若しくは次に掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法</u></p> <p><u>(1)令第七条第一項第一号イに掲げる取引のうち、法人（特定事業者との間で行われた取引の態様その他の事情を勘案してその行う取引が犯罪による収益の移転の危険性の程度が低いと認められる法人に限る。）の被用者との間で行うもの（当該法人の本店等（本店、主たる事務所、支店（会社法第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものを含む。）又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下同じ。）又は営業所に電話をかけることその他これ</u></p> | |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|----|----------------|---|--|----------|
| | | <p><u>リ</u> その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者によって住居を確認し、<u>本人確認書類</u>の提示を受け、並びに第二十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び<u>第十六号</u>に掲げる事項を当該特定事業者へ伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法</p> <p><u>ヌ</u> ～ <u>ヲ</u> 略</p> | <p><u>に類する方法により給与その他の当該法人が当該被用者に支払う金銭の振込みを受ける預金又は貯金口座に係るものであることが確認できるものに限る。)</u></p> <p><u>(2)令第七条第一項第一号りに掲げる取引（特定事業者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十四条第一項の規定により当該顧客等から同法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る。)</u></p> <p><u>ル</u> その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者によって住居を確認し、<u>写真付き本人確認書類</u>の提示を受け、並びに第二十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び<u>第十七号</u>に掲げる事項を当該特定事業者へ伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法</p> <p><u>ヲ</u> ～ <u>カ</u> 同左</p> | |
| 23 | IV-57 | <p>■犯罪収益移転防止法施行規則 第12条（代表者等の本人特定事項の確認方法）《抄》</p> <p><u>4</u>（略）</p> | <p>■犯罪収益移転防止法施行規則 第12条（代表者等の本人特定事項の確認方法）《抄》</p> <p><u>5</u>（略）</p> | 所要の改正 |
| 24 | IV-59 IV-60 | <p>■犯罪収益移転防止法施行規則 第19条（確認記録の作成方法）</p> <p>1 法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に</p> | 同左 | 法令等の改正対応 |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|--|----------------|---|--|------|
| | | <p>掲げる方法とする。</p> <p>ニ 略</p> <p>イ ~ ニ 略</p> <p>ホ 第六条第一項第一号チ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）<u>又は第三号ニに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類又はその写し</u></p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p><u>へ</u> 第六条第一項第一号<u>ヌからヲまで</u>（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録</p> <p>新設</p> <p><u>ト</u> ~ <u>リ</u> 略</p> | <p>同左</p> <p>同左</p> <p>ホ 第六条第一項第一号チ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）<u>に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくはその写し、当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し</u></p> <p><u>へ</u> 第六条第一項第一号リ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）<u>に掲げる方法又は第十二条第二項の規定により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写し</u></p> <p><u>ト</u> 第六条第一項第一号ヌ<u>に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類の写し</u></p> <p><u>チ</u> 第六条第一項第一号<u>ヲからカまで</u>（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録</p> <p><u>リ</u> 第六条第一項第三号ニ<u>に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類又はその写し</u></p> <p><u>ヌ</u> ~ <u>ヲ</u> 同左</p> | |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|----|----------------|--|---|----------|
| | | <p><u>ヌ</u> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより、第六条第三項若しくは<u>第十二条第二項</u>の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第六条第四項若しくは<u>第十二条第三項</u>の規定により第六条第四項第三号若しくは<u>第十二条第三項</u>第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し</p> <p><u>ル</u> 略</p> | <p><u>ワ</u> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより、第六条第三項若しくは<u>第十二条第三項</u>の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第六条第四項若しくは<u>第十二条第四項</u>の規定により第六条第四項第三号若しくは<u>第十二条第四項</u>第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し</p> <p><u>カ</u> 同左</p> | |
| 25 | IV-60 IV-61 | <p>■犯罪収益移転防止法施行規則 第20条（確認記録の記録事項）</p> <p>1 略</p> <p>一 ～ 四 略</p> <p>五 第六条第一項第一号<u>ロ、チ若しくはリ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）</u>又は第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付</p> <p>六 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付</p> | <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>五 第六条第一項第一号<u>ロ若しくはチからルまで（これらの規定（同号ヌを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）</u>又は第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）<u>又は第十二条第二項の規定</u>により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付</p> <p>六 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付</p> | 法令等の改正対応 |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|--|----------------|--|--|------|
| | | <p>七 ～ 八 略 新設</p> <p><u>九</u> ～ <u>十</u> 略</p> <p><u>十一</u> 第六条第四項又は第十二条<u>第三項</u>の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、当該各項に規定する交付を行った日付</p> <p><u>十二</u> ～ <u>十七</u> 略</p> <p><u>十八</u> 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第六条第三項若しくは第十二条<u>第二項</u>の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第六条第四項若しくは第十二条<u>第三項</u>の規定により第六条第四項第三号若しくは第十二条<u>第三項</u>第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項</p> <p><u>十九</u> ～ <u>二十九</u> 略</p> | <p>同左</p> <p><u>九</u> <u>第六条第一項第一号</u>チ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を受けた日付</p> <p><u>十</u> ～ <u>十一</u> 同左</p> <p><u>十二</u> 第六条第四項又は第十二条<u>第四項</u>の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、当該各項に規定する交付を行った日付</p> <p><u>十三</u> ～ <u>十八</u> 同左</p> <p><u>十九</u> 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第六条第三項若しくは第十二条<u>第三項</u>の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第六条第四項若しくは第十二条<u>第四項</u>の規定により第六条第四項第三号若しくは第十二条<u>第四項</u>第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項</p> <p><u>二十</u> ～ <u>三十</u> 同左</p> | |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|----|----------------|--|---|--------|
| | | 2 (略) | 同左 | |
| 26 | IV-61 | 3 特定事業者は、第一項第 <u>第十九号から第二十三号</u> まで及び <u>第二十五号から第二十八号</u> までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することができる。 | 3 特定事業者は、第一項 <u>第二十号から第二十四号</u> まで及び <u>第二十六号から第二十九号</u> までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することができる。 | |
| 27 | IV-61 | 一 令第七条第一項第一号イからへまで、チからヌまで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、ワ（代理又は媒介を除く。）、カ（媒介を除く。） <u>若しくはソからラ</u> までに掲げる取引、同項第二号、第三号、第五号若しくは第六号に定める取引又は令第九条に規定する取引 当該取引に係る契約が終了した日 | 一 令第七条第一項第一号イからへまで、チからヌまで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、ワ（代理又は媒介を除く。）、カ（媒介を除く。）、 <u>ヨ若しくはナからキ</u> までに掲げる取引、同項第二号、第三号、第五号若しくは第六号に定める取引又は令第九条に規定する取引 当該取引に係る契約が終了した日 | |
| 28 | IV-88 | 掲載条文 新設 | 同左 <u>■民法：第458条の2（主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務）</u> <u>第458条の3（主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務）</u> | 法令等の改正 |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|----|----------------|--------|--|--------|
| | | | <p><u>第465条の2（個人根保証契約の保証人の責任等）</u> <u>第465条の6（公正証書の作成と保証の効力）</u> <u>第465条の10（契約締結時の情報の提供義務）</u> <u>●個別ガイドライン：10 契約に関する説明第7条（4）（後注1）</u> <u>（後注2）</u></p> | |
| 29 | IV-88 | 新設 | <p><u>民法</u> <u>第458条の2（主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務）</u> <u>1 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。</u> <u>第458条の3（主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務）</u> <u>1 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から二箇月以内に、その旨を通知しなければならない。</u> <u>2 前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しな</u></p> | 法令等の改正 |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|--|----------------|--------|---|------|
| | | | <p><u>かったとしても生ずべきものを除く。）に係る保証債務の履行を請求することができない。</u></p> <p><u>3 前二項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。</u></p> <p><u>第465条の2（個人根保証契約の保証人の責任等）</u></p> <p><u>1 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。</u></p> <p><u>2 個人根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。</u></p> <p><u>3 第446条第2項及び第3項の規定は、個人根保証契約における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。</u></p> <p><u>第465条の6（公正証書の作成と保証の効力）</u></p> <p><u>1 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生</u></p> | |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|--|----------------|--------|---|------|
| | | | <p><u>じない。</u></p> <p><u>2 前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。</u></p> <p><u>一 保証人になろうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。</u></p> <p><u>イ 保証契約（ロに掲げるものを除く。） 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。</u></p> <p><u>ロ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は第四</u></p> | |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|--|----------------|--------|---|------|
| | | | <p><u>百六十五条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時までに生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思(保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。</u></p> <p><u>二 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。</u></p> <p><u>三 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。</u></p> <p><u>四 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。</u></p> <p><u>3 前二項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。</u></p> <p><u>第465条の10(契約締結時の情報の提供義務)</u></p> | |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|----|----------------|--------|--|------|
| | | | <p><u>1 主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。</u></p> <p><u>一 財産及び収支の状況</u></p> <p><u>二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況</u></p> <p><u>三 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容</u></p> <p><u>2 主たる債務者が前項各号に掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。</u></p> | |
| 30 | IV-90 | 新設 | <p><u>【個別ガイドライン10契約に関する説明第7条(4)(後注1)(後注2)】</u></p> <p><u>・ 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約</u></p> | |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|--|----------------|--------|--|------|
| | | | <p><u>又は主たる債務の範囲に事業のために負担した貸金等債務が含まれる根保証契約を締結する場合（保証人になろうとする者が法人又は民法第465条の9各号に掲げる者である場合を除く。）は、その契約の締結に先立ち、その締結日の前1か月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思表示を示さなければ、保証契約が無効となることに留意すること。</u></p> <p><u>(注1) 主たる債務者が、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をする場合は、協会員は、当該債務者が委託を受ける者（法人を除く。）に対し、以下の情報を提供していない場合には、保証契約が取り消されるおそれがあることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>① 財産及び収支の状況</u></p> <p><u>② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況</u></p> <p><u>③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容</u></p> <p><u>(注2) 個人根保証契約は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の</u></p> | |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|----|-----------------|--|---|--------|
| | | | <u>額について、その全部に係る極度額を定めないと、無効になることに留意する必要がある。</u> | |
| 31 | IV-168 【別表2】 | <p><本人確認書類（犯収法施行規則7条）></p> <p>a ②①<u>以外の</u>、官公庁から発行・発給された書類等で、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの。</p> <p>b <u>健康保険被保険者証</u>、国民年金手帳、母子健康手帳等（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る）、特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書。</p> <p>c ①戸籍謄本<u>又は</u>抄本、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書（上記bの印鑑登録証明書以外のもの）。 ②上記<u>a～c 以外の</u>官公庁から発行・発給された書類等で、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、当該自然人の写真を貼り付けていないもの。</p> <p>d ②①<u>以外の</u>、官公庁から発行・発給された書類等で当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの。</p> | <p>同左</p> <p>a ②①<u>のほか</u>、官公庁から発行・発給された書類等で、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの。</p> <p>b <u>各種健康保険証</u>、国民年金手帳、母子健康手帳等（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る）、特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書。</p> <p>c ①戸籍謄本・抄本、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書（上記bの印鑑登録証明書以外のもの）。 ②上記a～c <u>のほか</u>官公庁から発行・発給された書類等で、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、当該自然人の写真を貼り付けていないもの。</p> <p>d ②①<u>のほか</u>、官公庁から発行・発給された書類等で当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの。</p> | 所要の改正 |
| 32 | IV-169 【別表3】 | <p>【別表3】 確認記録の記録事項（犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項）</p> <p><u>a～z</u></p> | <p>同左</p> <p><u>1～30</u> 別紙（差替え）</p> | 法令等の改正 |
| 33 | IV-177 | <u>※ 貸金業法第17条第1項の規定により交付すべき書面の写し</u> | <u>※ 貸金業法17条第1項の規定により交付した書面(以下「書面」)</u> | 所要の改正 |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|----|------------------|---|--|-------|
| | 【別表10】 | <p><u>を保存することをもつて、施行規則第16条第1項第1号に掲げる事項の記載に代えることができる（施行規則第16条第3項第1号）</u></p> <p>☒</p> | <p><u>に施行規則第16条第1項第1号に掲げる事項が記載されている場合は書面の写しを保存することをもつて帳簿の記載に代えることができる。（施行規則第16条第3項第1号）</u></p> <p>同左</p> | |
| 34 | IV-178 【別表10】 | <p><u>※ 貸金業法第17条第2項の規定により交付すべき書面の写しを保存することをもつて、施行規則第16条第1項第2号に掲げる事項の記載に代えることができる（施行規則第16条第3項第2号）</u></p> <p>☒</p> | <p><u>※ 貸金業法17条第2項の規定により交付した書面（以下「書面」）に施行規則第16条第1項第2号に掲げる事項が記載されている場合は書面の写しを保存することをもつて帳簿の記載に代えることができる。（施行規則第16条第3項第2号）</u></p> <p>同左</p> | 所要の改正 |
| 35 | IV-179 【別表10】 | <p><u>※ 貸金業法第17条第3項の規定により交付すべき書面の写しを保存することをもつて、施行規則第16条第1項第3号に掲げる事項の記載に代えることができる（施行規則第16条第3項第3号）</u></p> <p>☒</p> | <p><u>※ 貸金業法17条第3項の規定により交付した書面（以下「書面」）に施行規則第16条第1項第3号に掲げる事項が記載されている場合は書面の写しを保存することをもつて帳簿の記載に代えることができる。（施行規則第16条第3項第3号）</u></p> <p>同左</p> | 所要の改正 |
| 36 | IV-180 【別表10】 | <p><u>(4) 貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたとき等</u></p> <p>新設</p> <p>☒（施行規則第16条第1項）</p> <p>新設</p> | <p><u>(4) (1)から(3)以外の帳簿</u></p> <p>① <u>貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたとき等（施行規則第16条第1項第4号から6号）</u></p> <p>同左</p> <p>② <u>貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録（施行規則第16条第1項第7号）</u></p> | |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|----|----------------|---------------------------------|--|--------|
| | | | <p><u>《監督指針 II-2-17(1)③》</u></p> <p><u>交渉経過の記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認や資金需要者等と直接面談等を行うことにより、正確な帳簿の作成及び保存が履行されるための態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(注) 施行規則第16条第1項第7号に規定する「交渉の経過の記録」とは、債権の回収に関する記録、貸付けの契約（保証契約を含む。）の条件の変更（当該条件の変更に至らなかったものを除く。）に関する記録等、貸付けの契約の締結以降における貸付けの契約に基づく債権に関する交渉の経過の記録であり、当該記載事項は以下の事項とする。</u></p> <p><u>イ. 交渉の相手方（債務者、保証人等の別）。</u></p> <p><u>ロ. 交渉日時、場所及び手法（電話、訪問、電子メール及び書面発送等の別）。</u></p> <p><u>ハ. 交渉担当者（同席者等を含む）。</u></p> <p><u>ニ. 交渉内容（催告書等の書面の内容を含む）。</u></p> <p><u>ホ. 施行規則第10条の25第3項第3号に規定する極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止に係る措置を講じている場合、当該措置を講じた旨、年月日及びその理由。</u></p> | |
| 37 | IV-216 | 4 貸付けの契約の締結時等 【監督指針II-2-11(1)②】 | 4 貸付けの契約の締結時等 【監督指針II-2-11(1)②】 | 法令等の改正 |

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和2年8月31日

| | 該当ページ (第6版) | 第6版(旧) | 第7版(新) | 改訂理由 |
|--|----------------|--------|--|------|
| | | 新設 | <p><u>・事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担した貸金等債務が含まれる根保証契約を締結する場合（保証人になろうとする者が法人又は民法第465条の9各号に掲げる者である場合を除く。）は、その契約の締結に先立ち、その締結日の前1か月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思表示を示さなければ、保証契約が無効となることに留意しているか。（個別ガイドライン）</u></p> | |